

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年9月19日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 泰彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 野呂 俊夫

【電話番号】 03 - 5524 - 8161

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 しんきんJ P X日経400オープン

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 継続申込期間
(平成29年9月2日から平成30年8月31日まで)
2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当ファンドの受託会社である「株式会社しんきん信託銀行」が、平成29年9月19日付で「三菱UFJ信託銀行株式会社」と合併し、合併後の商号が「三菱UFJ信託銀行株式会社」となるため、平成29年9月1日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を、以下の内容に訂正します。

下線部分_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

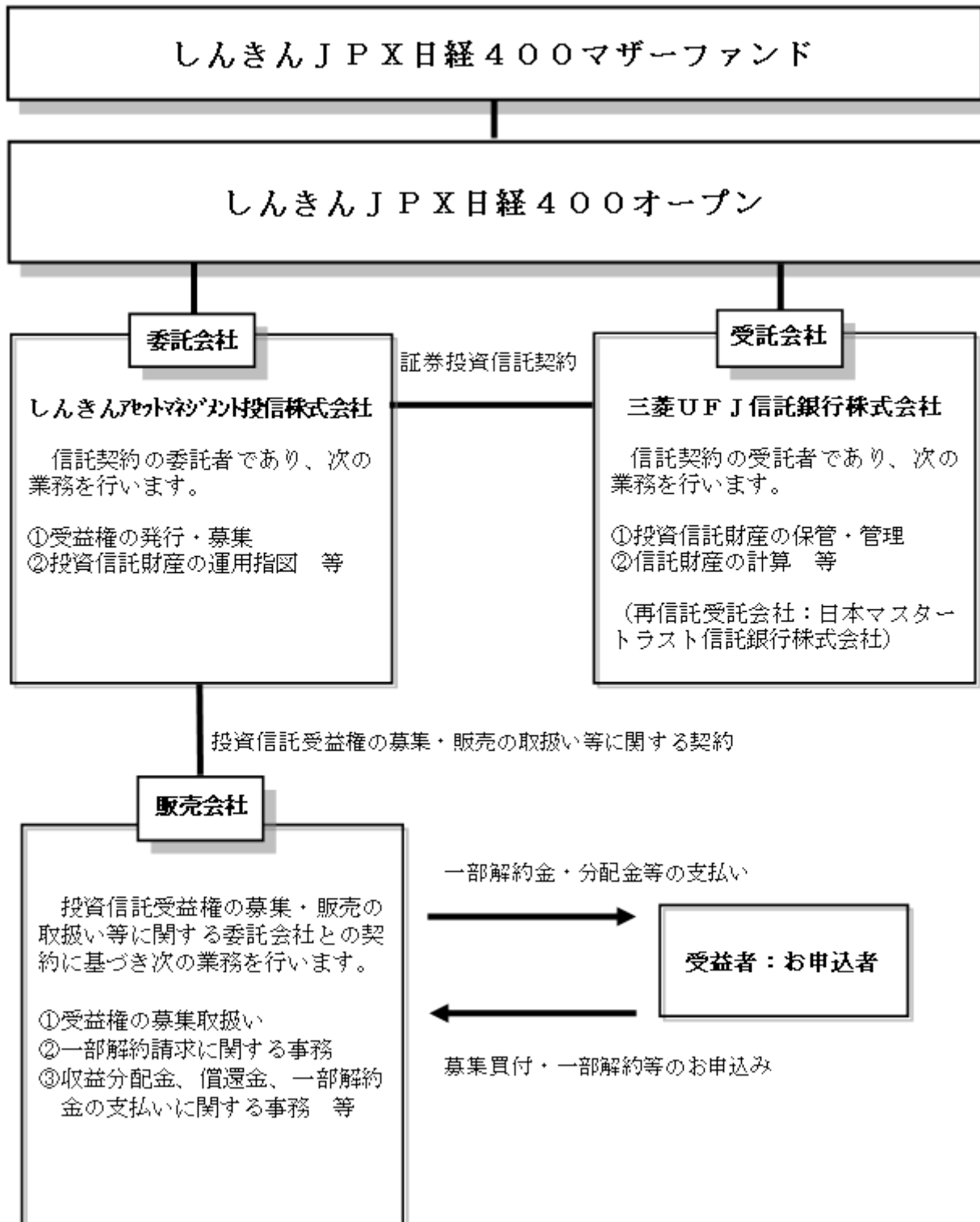
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

訂正後の内容を記載しています。

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



(後略)

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

投資の対象とする資産の種類

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、株式会社しんきん信託銀行を受託者として締結された親投資信託である「しんきん」PX日経400マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（後略）

<訂正後>

投資の対象とする資産の種類

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん」PX日経400マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（後略）

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

- 1 - (1) 名称
信金中央金庫(指定登録金融機関) (販売会社)
- (2) 資本の額(出資の総額) 690,998百万円(平成29年3月末現在)
- (3) 事業の内容
全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
- 2 - (1) 名称
株式会社しんきん信託銀行(受託会社)
- (2) 資本の額 10,000百万円(平成29年3月末現在)
- (3) 事業の内容
信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称
資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・資本の額 50,000百万円(平成29年3月末現在)
- ・事業の内容
銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<訂正後>

- 1 - (1) 名称
信金中央金庫(指定登録金融機関) (販売会社)
- (2) 資本の額(出資の総額) 690,998百万円(平成29年3月末現在)
- (3) 事業の内容
全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
- 2 - (1) 名称
三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)
- (2) 資本の額 324,279百万円(平成29年3月末現在)
- (3) 事業の内容
銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本の額 10,000百万円(平成29年3月末現在)
- ・事業の内容
銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<訂正前>

- (1) 信金中央金庫（販売会社）
委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。
- (2) 株式会社しんきん信託銀行（受託会社）
投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

<訂正後>

- (1) 信金中央金庫（販売会社）
委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。
- (2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）
投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。